愛媛県報

平成26年２月14日金曜日　第2545号

発行　愛　媛　県

◇　目　　次　◇

告　　示

○　自衛官候補生の募集……（総務管理課）……75
○　自衛官候補生の採用試験……（　〃　）……75
○　救急病院の協力申出（３件）……（医療対策課）……75
○　指定自立支援医療機関の指定（２件）……（健康増進課）……76
○　大規模小売店舗の変更の届出の概要等……（経営支援課）……76
○　肥料登録有効期間の更新……（農産園芸課）……77
○　保安林予定森林にする旨の通知（２件）……（森林整備課）……77
○　漁船損害等補償法に基づく付保義務の発生……（水産課）……77
○　漁船損害等補償法に基づく付保義務の消滅……（　〃　）……78
○　公共測量の終了の通知……（道路維持課）……78
○　都市計画事業の事業計画の変更認可……（都市整備課）……78
○　建設業者の許可の取消し……（中予地方局管理課）……78
○　道路の供用開始（県道砥部伊予松山線）……（　〃　）……78
○　建設業者の許可の取消し……（南予地方局管理課）……78
○　道路の供用開始（県道久万中山線）……（南予地方局大洲土木事務所）……79
○　道路の供用開始（県道内子河辺野村線）……（　〃　）……79

公　　告

○　特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請の公告……（男女参画・県民協働課）……79

告　　示

○愛媛県告示第159号

自衛隊法施行令（昭和29年政令第179号）第114条及び第118条の規定に基づき、陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊の自衛官候補生の募集期間を次のとおり告示する。

平成26年２月14日

愛媛県知事　中　村　時　広

1　男子（平成25年度３・４月採用分（追加募集））
平成26年２月17日（月）から
２月21日（金）まで

○愛媛県告示第160号

自衛隊法施行令（昭和29年政令第179号）第117条第１項及び第118条の規定に基づき、陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊の自衛官候補生の採用試験の試験期日、試験場の位置及び名称並びに担当区域を次のとおり定める。

平成26年２月14日

愛媛県知事　中　村　時　広

試験期日	試験場の位置	試験場の名称	担当区域
（男子） 平成26年３月２日（日）	松山市南梅本町乙115番地	陸上自衛隊松山駐屯地	県内全域

○愛媛県告示第161号

次の病院は、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第８号）第１条第１項の規定による救急病院である。

平成26年２月14日

愛媛県知事　中　村　時　広

名　称	所　在　地	開設者名	認定の有効期限
松山赤十字病院	松山市文京町１番地	日本赤十字社愛媛県支部	平成29年１月31日まで
愛媛県立中央病院	松山市春日町83番地	愛　媛　県	平成29年１月31日まで
松山市民病院	松山市大手町二丁目６番地５	一般財団法人永頼会	平成29年１月31日まで
南松山病院	松山市朝生田町一丁目３番10号	医療法人仁友会	平成29年１月31日まで

野本記念病院	松山市三番町五丁目12番地１	医療法人財団仁清会	平成29年１月31日まで
梶浦病院	松山市三番町四丁目４番地５	医療法人慈愛会	平成29年１月31日まで
愛媛生協病院	松山市来住町1091番地１	愛媛医療生活協同組合	平成29年１月31日まで
愛媛県立今治病院	今治市石井町四丁目５番５号	愛　媛　県	平成29年１月31日まで
社会福祉法人恩賜財団済生会今治病院	今治市喜田村七丁目１番６号	社会福祉法人恩賜財団済生会支部愛媛県済生会	平成29年１月31日まで
今治セントラル病院	今治市松本町二丁目６番地６	医療法人杏風会	平成29年１月31日まで

○愛媛県告示第162号

次の病院は、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第８号）第１条第１項の規定による救急病院である。

平成26年２月14日

愛媛県知事　中　村　時　広

名　　称	所　　在　　地	開設者名	認定の有効期限
白石病院	今治市松本町一丁目５番地９	医療法人慈風会	平成29年１月31日まで
三木病院	今治市泉川町一丁目３番45号	医療法人天楽会	平成29年１月31日まで

○愛媛県告示第163号

次の病院は、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第８号）第１条第１項の規定による救急病院である。

平成26年２月14日

愛媛県知事　中　村　時　広

名　　称	所　　在　　地	開設者名	認定の有効期限
松山城東病院	松山市松末二丁目19番36号	医療法人社団慈生会	平成29年２月11日まで

○愛媛県告示第164号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第２項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関を指定した。

平成26年２月14日

愛媛県知事　中　村　時　広

名　　称	所　在　地	開設者の氏名又は名称	担当しようとする医療の種類	指定年月日
あすなろ薬局明屋敷店	西条市明屋敷562	株式会社あすなろ	精神通院医療（薬局）	平成26年２月１日
伊予レモン薬局	伊予市下吾川943－１	愛ファーマシー株式会社	精神通院医療（薬局）	平成26年２月１日
ハッピー薬局末町店	松山市末町甲12番１	株式会社ハッピーファーマシー	精神通院医療（薬局）	平成26年２月１日

○愛媛県告示第165号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第２項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関を指定した。

平成26年２月14日

愛媛県知事　中　村　時　広

指定訪問看護事業者等		訪問看護ステーション		担当しようとする医療の種類	指定年月日
名　　称	主たる事務所の所在地	名　　称	所　在　地		
医療法人財団慈強会	松山市高井町1211番地	東松山訪問看護ステーション	松山市高井町1211番地	精神通院医療	平成26年２月１日
株式会社三和医科器械	松山市和泉南六丁目２番５号	おひさま訪問看護リハビリステーション	松山市和泉南六丁目２番５号	精神通院医療	平成26年２月１日

○愛媛県告示第166号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第６条第１項の規定による届出があったので、同条第３項において準用する法第５条第３項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び中予地方局産業経済部産業振興課商工観光室並びに砥部町役場において告示の日から４月間縦覧に供する。

平成26年２月14日

愛媛県知事　中　村　時　広

１　変更の届出の概要

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所在地	変更した事項	変　更　前	変　更　後	変更の年月日	届出年月日
リバーサイドショッピングセンター	伊予郡砥部町拾町20番地　外	大規模小売店舗において小売業を行う者	株式会社セブンスターほか10者	株式会社セブンスターほか９者	平成25年７月１日外	平成26年１月31日

２　意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から４月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び中予地方局産業経済部産業振興課商工観光室並びに砥部町役場において告示の日から１月間縦覧に供する。

⑴　意見書に記載すべき事項

ア　提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

イ　当該大規模小売店舗の名称

ウ　当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

⑵　提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第167号

肥料取締法（昭和25年法律第127号）第12条第２項の規定により、次のとおり肥料登録の有効期間を更新した。

平成26年２月14日

愛媛県知事　中　村　時　広

登録有効期限	登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量（%）	その他の規格	生産業者の氏名又は名称及び住所
平成32年３月17日	愛媛県第1259号	炭酸カルシウム肥料	10粉状苦土炭酸石灰	アルカリ分 53.0 可溶性苦土 10.0	その他の制限事項は、公定規格のとおり	株式会社研農 高知県高知市萩町１丁目９番48号

○愛媛県告示第168号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成26年２月14日

愛媛県知事　中　村　時　広

１　保安林予定森林の所在場所

松山市窪野町乙130から乙138まで

２　指定の目的

土砂の流出の防備

３　指定施業要件

⑴　立木の伐採の方法

ア　次の森林については、主伐は、択伐による。

窪野町乙130から乙132まで・乙138（以上４筆について次の図に示す部分に限る。）

イ　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

⑵　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を愛媛県庁及び松山市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○愛媛県告示第169号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成26年２月14日

愛媛県知事　中　村　時　広

１　保安林予定森林の所在場所

東温市則之内字一ノ谷丙560の１、字クラ谷丙566の１、丙566の２、字キバノ上丙567

２　指定の目的

水源の涵（かん）養

３　指定施業要件

⑴　立木の伐採の方法

ア　次の森林については、主伐は、択伐による。

字一ノ谷丙560の１・字キバノ上丙567（以上２筆について次の図に示す部分に限る。）

イ　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

⑵　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を愛媛県庁及び東温市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○愛媛県告示第170号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の２第２項の規定による届出を審査した結果、次の加入区について、同法第112条第１項の規定による同意があったと認めたので、同法第112条の２第３項及び漁船損害等補償法施行規則（昭和27年農林省令第18号）第26条の３の規定により告示する。

平成26年２月14日

愛媛県知事　中　村　時　広

（南予地方局産業経済部管内）

四ツ浜加入区

○愛媛県告示第171号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第113条の２第１項第１号の規定により、次の加入区について、漁船損害等補償法に基づく付保義務の発生（平成22年２月愛媛県告示第172号）による保険に付すべき義務は、平成26年２月13日限り消滅したので、同条第２項及び漁船損害等補償法施行規則（昭和27年農林省令第18号）第26条の３の規定により告示する。

平成26年２月14日

愛媛県知事　中　村　時　広

（南予地方局産業経済部管内）

四ツ浜加入区

○愛媛県告示第172号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第２項の規定に基づき、国土交通省四国地方整備局四国山地砂防事務所長から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

平成26年２月14日

愛媛県知事　中　村　時　広

１　作業種類　公共測量（レーザ計測）

２　作業期間　平成25年11月８日から
平成26年１月31日まで

３　作業地域　宇和島市、愛南町

○愛媛県告示第173号

都市計画法（昭和43年法律第100号）63条第１項の規定に基づき、松山広域都市計画道路事業３・２・３号来住余戸線（松山市施行）の事業計画の変更を次のように認可した。

平成26年２月14日

愛媛県知事　中　村　時　広

１　事業施行期間
平成16年２月６日から
平成28年３月31日まで

２　事業地

⑴　収用の部分
変更なし

⑵　使用の部分
なし

○愛媛県告示第174号

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項第４号の規定に基づき、次のとおり建設業者の許可を取り消した。

平成26年２月14日

愛媛県知事　中　村　時　広

許　可　番　号	許　可 年月日	商 号 又 は 名 称	代表者氏名	主たる営業所の所在地	取　消 年月日	取 り 消 し た 建 設 業 の 種 類	取消しの原因 となった事実
(般－22)第11952号	平成22年 ６月22日	㈱松山環境サービス	生鷹　啓二	松山市小村町25－１	平成26年 １月20日	建築工事業	建設業の廃止 （一部）
(般－20)第16437号	平成21年 ２月19日	タニグチ	河本　圭司	松山市来住町282－12	平成26年 １月29日	とび・土工工事業	建設業の廃止 （法人成り）

○愛媛県告示第175号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第２項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、中予地方局建設部において告示の日から２週間一般の縦覧に供する。

平成26年２月14日

愛媛県知事　中　村　時　広

道路の種類	路　線　名	供　用　開　始　の　区　間	供用開始の日
県　道	砥部伊予松山線	伊予郡松前町大字鶴吉466番３から 同大字530番５まで	平成26年２月14日

○愛媛県告示第176号

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項第４号の規定に基づき、次のとおり建設業者の許可を取り消した。

平成26年２月14日

愛媛県知事　中　村　時　広

許　可　番　号	許　可 年月日	商　号　又　は　名　称	代表者氏名	主たる営業所の所在地	取　消 年月日	取　り　消　し　た 建　設　業　の　種　類	取消しの原因 となった事実
(般－22)第11026号	平成22年 11月７日	㈲新栄工業	星野　勝己	八幡浜市江戸岡２－５－21	平成25年 12月３日	管工事業	建設業の廃止
(般－21)第14463号	平成22年 ３月２日	山本木工所	山本　勝美	喜多郡内子町内子761	平成25年 12月３日	内装仕上工事業 建具工事業	建設業の廃止

○愛媛県告示第177号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第２項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、南予地方局大洲土木事務所において告示の日から２週間一般の縦覧に供する。

平成26年２月14日

愛媛県知事　中　村　時　広

道路の種類	路　線　名	供　用　開　始　の　区　間	供用開始の日
県　道	久万中山線	喜多郡内子町臼杵1175番２から 同町臼杵1156番まで	平成26年２月14日

○愛媛県告示第178号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第２項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、南予地方局大洲土木事務所において告示の日から２週間一般の縦覧に供する。

平成26年２月14日

愛媛県知事　中　村　時　広

道路の種類	路　線　名	供　用　開　始　の　区　間	供用開始の日
県　道	内子河辺野村線	喜多郡内子町北表乙368番15から 同町北表乙368番14まで	平成26年２月14日

公　告

○公　告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第７号）第25条第４項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、同条第５項において準用する同法第10条第２項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成26年２月14日

愛媛県知事　中　村　時　広

申請年月日	特定非営利活動法人の名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
平成26年２月４日	特定非営利活動法人 えひめイヌ・ネコの会	高　岸　ちはり	松山市石手白石118番地３	この法人は、市民に対して、動物の愛護及び権利擁護のための各種事業を行って、人間に委ねられた弱い立場にある動物たちの「いのち」への、思いやりのある優しい社会の実現を目指し、同時に動物による被害や苦情等を予防して、人間と動物とが共生できるまちづくり、及び環境の保全を図り、もって公益の増進に寄与することを目的とする。